

奈良県告示第二百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十年十月四日鎌田土地改良区の定款の変更を認可した。

平成三十年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾